

平成22年度組織目標 (区分 課 目標)

課名(環境政策課)

組織の使命	持続可能な滋賀社会づくりに向けて、県民・事業者・市町等とともに取組を進めます。また目標の達成に向けて統合研究や部独自の研修を推進し、組織・職員の力を最大限に高めます。
-------	---

組織目標・目標像	目標設定の理由	目標値 (いつまで・どこまで達成するのか)	22年度目標値	目標達成にむけての 実施方策・スケジュール
<p>持続可能な滋賀社会づくりのモデル形成</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>目標像 持続可能な滋賀社会づくりにむけた取組が様々な主体によって実践されている。</p> </div>	<p>21年度策定の環境総合計画では「持続可能な滋賀社会づくり」を目指すべき将来の姿と位置づけている。</p> <p>また、持続可能な滋賀社会の実現に向けた施策の推進の視点として、県民、事業者、市町等との連携による施策の推進を定めている。</p>	<p>24年度までに県内4地域以上で地域モデルとなる取組が展開されている。</p>	<p>地域モデルの構築(持続可能な滋賀の地域社会応援プロジェクト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル市町 4市町 ・地域環境整備(移動手段の転換)のモデル市町2市町 	<p>持続可能な滋賀の地域社会応援プロジェクトにより市町の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなモデル市町の公募・決定 ・アクションプランの策定を支援 ・プランに基づく事業実施を支援 ・別途、地域環境整備(移動手段の転換)を支援 ・HPで市町の取組を紹介
<p>環境学習推進計画の改定</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>目標像 環境学習推進計画にそって様々な取組が展開され、持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人材が育成されている。</p> </div>	<p>現行の環境学習推進計画はH16年度～22年度となっており改定が必要である。</p>	<p>22年度内に新たな環境学習推進計画が策定されている。</p>	<p>年度内に新たな環境学習推進計画を策定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民意見の募集 ・環境審議会(環境企画部会)へ諮問・答申 ・県民政策コメントの実施

組織目標・目標像	目標設定の理由	目標値 (いつまで・どこまで達成するのか)	22年度目標値	目標達成にむけての 実施方策・スケジュール
<p>琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、県立大学等の統合研究の推進</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>目標像 琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、県立大学等が統合研究を推進している。</p> </div>	<p>琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、県立大学等が組織的・継続的に連携し、琵琶湖研究の総合力を発揮できる統合研究を進める。</p>	<p>3機関の統合研究に関する合意内容が着実に実施されるよう、今年度体制を整える。</p>	<p>・3機関により統合研究の推進のための会議を発足 ・3つのテーマで統合研究に着手</p>	<p>・統合研究推進会議の開催(2回)および課題別研究チームの開催(随時) ・3機関が作成するそれぞれの基本計画等に「統合研究の推進」を明記</p>
<p>職員の意欲を能力につなげる研修の充実</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>目標像 職員の意欲が能力の向上につながるよう、充実した研修を実施している。</p> </div>	<p>環境行政に携わる職員の意欲を、問題解決能力や専門能力の向上につなげるために研修の充実を図る。</p>	<p>年間を通して行う環境担当実務研修以外の研修は、職員が参加しやすいよう、年度前半に開催する。</p>	<p>・新任研修の実施 ・環境担当実務研修の実施</p>	<p>・新任研修 5 / 11 ・環境担当実務研修 22年5月～23年1月</p>

註: 区分には重点目標1, 重点目標2, 課・事務所目標ごとに別葉とすること。